

## さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会報告書

### 提出にあたっての市長コメント

さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会より、それぞれの専門的なお立場から客観的かつ公正な視点で、この不適正な事務処理について、庁内で行った調査の検証と再発防止策についての報告書を12月19日に提出いただきました。

10月30日（火）から11月27日（火）までの大変短い期間に5回の委員会を開催いただき、大変貴重な「六つの提言33の提案」をいただきました。

現在、市議会においては、地方自治法第100条調査権に基づく調査が行われており、この調査報告と、第三者委員会のご報告を踏まえ、再発防止策を早急に立て、私が先頭に立って全職員が一丸となって取り組み、市政に対する市民の信頼回復に全力を挙げて努めてまいります。